

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	身体障害者福祉法第15条による医師の指定		
根拠法令及び条項	身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号） 第15条第1項		
審査基準	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】( 審査基準を公表する場合のみ記載すること。 ) 身体障害者福祉法第15条第1項、第2項 別紙のとおり 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定基準 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成25年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
標準処理期間	有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 60～150日 ) 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成25年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成30年3月15日
所管部署	福祉部 障がい福祉課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 身体障害者福祉法

(身体障害者手帳)

第十五条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。ただし、[児童福祉法第二十七条第一項第三号](#)又は[第二十七条の二](#)の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。)が代わつて申請するものとする。

2 [前項](#)の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たつては、[社会福祉法第七条第一項](#)に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

身体障害者福祉法第15 条第 1 項の規定による医師の指定基準

(平成25 年 3 月 28 日健康福祉部長決裁)

(目的)

1 身体障害者福祉法第15 条第1 項に規定する医師を指定するにあたり、那覇市社会福祉審議会が那覇市長に対し意見を述べるときは、この基準に従って行うものとする。

(審査基準)

2 医師の指定にかかる審査基準は次のとおりとする。

(1)医籍登録日

原則として耳鼻咽喉科及び眼科については免許取得後 3 年以上、その他の診療科については免許取得後 5 年以上とする。

(2)医師の職歴

病院又は診療所において、3 に掲げる各障害の医療に関係のある診療科において診療に従事し、原則として耳鼻咽喉科及び眼科については、経験年数 1 年以上、その他の診療科については、経験年数 3 年以上を有する者とす

(3)専門分野であること

医師の主たる研究歴、業績、学会加入等を参考とする。

(4)その他

(診療科名)

3 各障害に該当する診療科名は原則として次のとおりとする。

障 害 区 分	関 係 の あ る 診 療 科 名
視覚障害	眼科、脳神経外科、神経内科 注)眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴覚障害	耳鼻いんこう科、脳神経外科、神経内科 注)耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
平衡機能障害	耳鼻いんこう科、脳神経外科、神経内科、 リハビリテーション科
音声、言語機能障害	耳鼻いんこう科、気管食道科、神経内科、 リハビリテーション科、脳神経外科、内科、整形外科

障害区分	関係のある診療科名
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、気管食道、神経内科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、内科、小児科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、理学診療科、リウマチ科、形成外科
心臓機能障害	内科、小児科、循環器科、外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、小児科、循環器科、外科、小児科、泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、小児科、呼吸器科、気管食道科、外科、呼吸器外科、小児科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、外科、小児科、小児外科、内科、神経内科、産婦人科（婦人科）、消化器科（胃腸科）
小腸機能障害	内科、消化器科（胃腸科）、小児科、外科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	内科、呼吸器科、小児科、産婦人科、外科 注)エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科、消化器科、小児科、外科、小児外科